

岡山市省エネ機器更新緊急支援事業補助金（高齢者・障害者施設向け）

エネルギー価格高騰の影響を受ける高齢者・障害者施設を緊急的に支援するため、施設で使用する設備・機器を更新し、省エネ化するために必要な経費の一部を助成します。

補助対象施設 以下の①～②のいずれにも該当する者

①社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療生活協同組合が運営している、次に掲げる市内の高齢者・障害者施設

○高齢者施設	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・介護老人保健施設・介護医療院・グループホーム・特定施設・短期入所生活・短期入所療養
○障害者施設	施設入所支援・障害児入所施設・短期入所・グループホーム・宿泊型自立支援・福祉ホーム
○保護施設	救護施設

②令和9年2月26日（金）までに**実績報告(事業完了)**を市に提出できる者

補助対象経費

設備・機器の購入費
運搬費及び設置工事費

※下記の補助対象外経費もご確認ください

補助額（税抜き部分を補助）

定員30人以上 上限200万円、下限15万円

定員30人未満 上限100万円、下限10万円

補助率

2/3

補助対象となる省エネ設備・機器

- ・入所者や利用者へサービス提供する場所に設置する省エネ設備・機器
※事務所への設置は対象外です。
- ・更新前と比較して、1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに「5%以上」の省エネルギー効果が見込まれる設備・機器
※設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明が必要です
- ・設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格が**税抜5万円以上**

<対象設備の例>

空調機器（エアコン）、LED照明設備、厨房機器、冷凍・冷蔵庫など

主な補助対象外経費

- ①交付決定よりも前に**事業着手**(契約、購入等)したもの
- ②既存設備・機器等の撤去及び廃棄費用、リサイクル料金
- ③レンタルやリースなど、申請者が所有していない設備・機器を更新したもの
- ④公租公課(消費税及び地方消費税)
- ⑤国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費
- ⑥申請者がエネルギー経費(電気・ガス等)を負担していない設備・機器を更新したもの
- ⑦他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等)
- ⑧一般価格や市場価格と比べて著しく高価なもの及び中古品
- ⑨支払いにかかる手数料(振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等)

必ず交付要綱、Q & Aをご確認した後に申請を行ってください。

※実績報告(事業完了)期限：令和9年2月26日(金)まで
※納品が遅れる等、申請者の責めに帰さない理由であっても、
期限内に納品、支払まで完了できない場合は補助金の交付が
受けられません。

申請受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年12月28日(月)

1. 全体スケジュール



電子申請

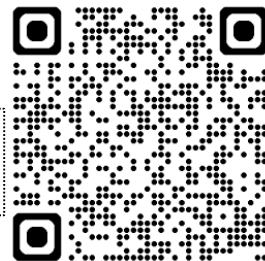
電子申請

申請は全て電子申請です

電子申請サイトのURL

<https://f5d44204.viewer.kintoneapp.com/public/okahf-enehojyo-0809-portal>

右の二次元コードを読み込んでもサイトに遷移します。



2. 主な添付書類（詳細は実施要綱、Q & Aをご確認ください。）

<交付申請時>

- ①交付申請書
- ②見積書の写し※宛名（申請事業所名）、業者名・押印、申請時点で有効期限内のもの
- ③設備・機器比較証明書(更新前と比較して「5%以上」の省エネルギー効果が見込まれるもの)
※蛍光灯からLED照明への更新については不要
- ④更新（入替）前の設備・機器の写真（型番・設置状況等が分かるもの）
- ⑤導入機器の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ⑥市税の滞納無証明書
- ⑦申請者名義の補助金の振込先として指定する口座の通帳の写し
（表紙、及び通帳を開いた1・2ページ目の両方）

<実績報告時>

- ①実績報告書
- ②補助対象経費に係る納品書の写し
- ③補助対象経費の支払い状況が明らかになる書類（請求書・領収書）
- ④支払い内容にかかる内訳明細書の写し
宛名（申請者名）、業者名・押印、交付決定日以降の日付のもの
- ⑤導入機器の写真（設置状況や型番が確認できるもの）

<補助金請求時>

- ①補助金等交付請求書

申請・実績報告時の注意事項

- ・交付決定前に機器等を契約、発注、購入等した場合、補助金の交付ができません。
- ・補助対象設備・機器が国、県、市等の補助金と重複する場合、補助金の交付が受けられません。
（交付決定後に重複が判明した場合、補助金が交付されない場合があります。）
- ・過去に国、県、市等の補助金の交付を受けて購入した設備・機器の更新については、財産処分制限期間を経過していない場合、補助金の交付が受けられません。